



2013年 11月 26日

すべての子どもの権利が保障されるための 保育制度・子育て支援施策の堅持・拡充を求める請願書

犬山市議会議長
堀江 正栄 殿

水野正光
岡村千里
岡 第

紹介議員

請願団体 犬山市保育を守る会

請願代表者

住所

氏名

以下 ~~355名~~
~~333名~~
3167名

請願主旨

子どもは未来の宝です。どんな地域、どんな家庭に生まれても、すべての子どもは健やかに育つ権利を保障されなければなりません。こうした子どもの権利を保障するために保育所はこれまで憲法25条・児童福祉法2条・24条などに基づき、子どもの成長・発達を保障する福祉施設として大きな役割を果たしてきました。犬山市でも、現在、子ども未来センターを中心に、公立子ども未来園13園、私立保育園2園、幼稚園が公私立合わせて5園、学童保育を行う児童クラブが9ヶ所あり、子どもの育ちが保障されています。全国的に広がる子育て困難な状況や、子どもの貧困率の上昇などを見ても、すべての子どもに福祉としての保育を平等に保障することがますます重要になっています。

さらに、少子化にもかかわらず保育所に入所を希望する児童は増え続け、待機児童問題が社会問題になっています。犬山市内でも、3歳未満児の入所希望児童が多い実態があります。

ところが、政府はこうした緊急課題の解決を図ろうとせず、国と自治体が責任を負う公的保育制度を解体し、保育を市場に委ねる『子ども・子育て支援新制度』の導入を進めています。新制度には、子どもにとっての必要性和権利保障という視点がなく、多様な施設事業に、規制緩和も含めて多様な基準が認められる点では、子どもの保育に格差が生じ、保育環境が悪化することも懸念されます。

今、多くの保護者は安心して預けられる認可保育所を求めています。私たち犬山市保育を守る会では、「働きながら安心して子どもを生み育てられる」という基本的な立場から、犬山市において、引き続き、公的責任で子ども達の人権を尊重しその健やかな育ちを最大限保障しうる保育・学童保育施策が実施されることを願って、以下について請願いたします。



取り扱い団体

請願項目

1. 児童福祉法 24 条 1 項の「市町村の保育実施義務」を堅持し、保育の利用手続き、入所のしくみ、最低基準や運営費など、現行制度を後退させることのないよう、また、子どもの保育に格差を持ち込まないようにしてください。
2. 犬山市の公的責任による保育制度を堅持・拡充し、保育所・幼稚園・児童クラブ・子育て支援などの予算を確保してください。
3. 保育園給食は、現在の自園調理を守り、今後も外部搬入や業務委託はしないでください。
4. 児童クラブの施設・環境の基準を守り、各施設で生じている格差を改善してください。